

## 議案第72号

### 日出町職員の給与に関する条例等の一部改正について

日出町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例を次のように定める。

令和7年12月19日 提出

日出町長 安部 徹也

### 日出町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

(日出町職員の給与に関する条例の一部改正)

第1条 日出町職員の給与に関する条例(昭和32年日出町条例第10号)の一部を次のように改正する。

第21条第1項中「4,400円」を「7,700円」に改める。

第22条第2項中「100分の125」を「、6月に支給する場合には100分の125、12月に支給する場合には100分の127.5」に改め、同条第3項中「100分の125」を「6月に支給する場合には100分の125、12月に支給する場合には100分の127.5」に、「100分の70」を「6月に支給する場合には100分の70、12月に支給する場合には100分の72.5」に改める。

第23条第2項第1号中「100分の105」を「、6月に支給する場合には100分の105、12月に支給する場合には100分の107.5」に改め、同項第2号中「100分の50」を「、6月に支給する場合には100分の50、12月に支給する場合には100分

の 5 2 . 5」に改める。

別表第 1 を次のように改める。

別表第 1 行政職給料表（第 5 条関係）

職員の区分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
		給料月額						
		円	円	円	円	円	円	円
	1	196,500	242,900	277,300	311,000	333,900	368,200	422,300
	2	197,600	244,200	278,400	312,500	335,700	369,900	424,200
	3	198,900	245,600	279,400	313,900	337,500	371,500	426,100
	4	200,000	247,000	280,400	315,300	339,200	373,100	427,900
	5	201,100	248,400	281,400	316,700	340,900	374,700	429,700
	6	202,800	249,800	282,400	317,800	342,600	376,500	431,500
	7	204,400	251,200	283,300	318,800	344,300	378,000	433,300
	8	206,000	252,700	284,300	320,000	345,900	379,600	435,100
	9	207,500	254,100	285,300	321,200	347,500	380,900	436,700
	10	209,200	255,300	286,300	322,800	349,200	382,500	438,300
	11	210,800	256,600	287,300	324,400	350,900	384,200	439,800
	12	212,400	257,900	288,300	326,000	352,500	385,700	441,300
	13	213,900	259,100	289,300	327,400	354,000	387,600	442,800
	14	215,600	260,300	290,600	329,000	355,600	389,500	444,100
	15	217,300	261,500	291,900	330,600	357,200	391,400	445,400
	16	219,000	262,700	293,100	332,300	358,800	393,200	446,600

17	220,200	263,800	294,300	333,700	360,200	394,700	447,800
18	221,800	264,900	295,600	335,400	361,900	396,500	449,100
19	223,400	266,000	296,800	337,000	363,500	398,200	450,400
20	224,900	267,100	298,000	338,600	365,100	399,800	451,600
21	226,500	268,000	299,000	340,000	366,200	401,500	452,800
22	228,100	269,000	300,200	341,700	367,700	402,900	453,600
23	229,700	270,000	301,400	343,400	369,200	404,300	454,400
24	231,300	271,000	302,700	345,000	370,700	405,700	455,200
25	232,900	272,000	304,000	346,200	372,400	407,100	455,800
26	234,600	272,900	305,100	348,100	374,200	408,300	456,400
27	235,900	273,700	306,100	349,800	375,800	409,500	457,000
28	237,200	274,600	307,100	351,400	377,500	410,600	457,600
29	238,500	275,400	308,200	352,900	378,900	411,700	458,300
30	239,600	276,200	309,400	354,500	380,200	412,900	459,100
31	240,700	277,000	310,500	356,100	381,400	414,000	459,500
32	241,800	277,700	311,700	357,800	382,800	415,100	460,200
33	242,900	278,500	312,800	359,500	383,900	415,800	460,700
34	243,800	279,300	314,100	361,300	384,900	416,500	461,100
35	244,700	280,100	315,400	363,100	385,900	417,100	461,500
36	245,700	280,700	316,700	364,900	386,900	417,800	461,900
37	246,700	281,400	317,900	366,400	387,700	418,400	462,300
38	247,600	282,200	319,200	367,800	388,600	419,000	462,600
39	248,500	282,900	320,500	369,200	389,500	419,500	462,900

定年前 再任用 短時間 勤務職 員以外 の職員	40	249,300	283,600	321,800	370,600	390,300	419,900	463,200
	41	250,100	284,300	323,100	372,100	391,100	420,300	463,600
	42	250,800	285,000	324,300	372,900	391,900	420,500	463,900
	43	251,400	285,700	325,600	373,800	392,700	420,800	464,200
	44	252,100	286,400	326,700	374,800	393,400	421,100	464,500
	45	252,800	287,100	327,600	375,700	394,100	421,400	464,800
	46	253,400	287,700	328,900	376,800	394,800	421,700	
	47	254,000	288,400	330,200	377,700	395,500	422,000	
	48	254,600	289,000	331,600	378,700	396,200	422,300	
	49	255,100	289,700	332,700	379,600	396,700	422,500	
	50	255,700	290,300	334,000	380,300	397,300	422,800	
	51	256,300	291,000	335,200	381,000	397,900	423,000	
	52	256,800	291,700	336,400	381,600	398,600	423,300	
	53	257,200	292,200	337,700	382,000	399,000	423,500	
	54	257,600	292,800	338,700	382,600	399,600	423,800	
	55	257,900	293,400	339,800	383,200	400,200	424,100	
	56	258,200	294,100	340,900	383,900	400,700	424,400	
	57	258,500	294,700	341,600	384,300	401,100	424,600	
	58	258,800	295,300	342,500	385,000	401,700	424,900	
	59	259,100	295,900	343,200	385,700	402,300	425,200	
	60	259,400	296,600	344,000	386,300	402,800	425,400	
61	259,700	297,200	344,800	386,600	403,200	425,600		

62	260,000	297,800	345,200	387,100	403,700	425,900
63	260,300	298,300	345,700	387,700	404,200	426,200
64	260,600	298,800	346,400	388,300	404,800	426,400
65	260,900	299,300	347,200	388,600	405,100	426,600
66	261,200	299,900	347,900	389,200	405,500	426,900
67	261,500	300,400	348,600	389,900	405,800	427,200
68	261,800	301,000	349,200	390,500	406,200	427,400
69	262,100	301,400	349,700	390,900	406,500	427,600
70	262,400	301,900	350,300	391,400	406,800	427,900
71	262,700	302,400	350,800	392,000	407,100	428,200
72	263,000	303,000	351,400	392,500	407,300	428,400
73	263,300	303,500	351,700	393,000	407,500	428,600
74	263,600	303,900	352,200	393,600	407,800	
75	263,900	304,200	352,500	394,000	408,100	
76	264,200	304,500	352,900	394,300	408,300	
77	264,500	304,800	353,300	394,700	408,500	
78	264,800	305,100	353,800	395,200	408,800	
79	265,100	305,300	354,300	395,600	409,100	
80	265,400	305,600	354,800	396,000	409,300	
81	265,700	305,800	355,100	396,400	409,500	
82	266,000	306,000	355,500	396,900	409,800	
83	266,300	306,300	355,900	397,300	410,100	
84	266,600	306,500	356,300	397,700	410,300	

85	266,900	306,800	356,600	398,000	410,600
86	267,200	307,000	357,000	398,500	410,900
87	267,500	307,300	357,400	398,900	411,200
88	267,800	307,600	357,900	399,300	411,400
89	268,100	307,900	358,100	399,600	411,600
90	268,400	308,200	358,500	400,100	
91	268,700	308,500	358,900	400,500	
92	269,000	308,800	359,300	400,900	
93	269,300	309,000	359,500	401,200	
94		309,200	359,800		
95		309,500	360,200		
96		309,900	360,500		
97		310,100	360,800		
98		310,400	361,200		
99		310,700	361,600		
100		311,100	362,000		
101		311,300	362,500		
102		311,600	362,900		
103		311,900	363,300		
104		312,200	363,700		
105		312,400	364,200		
106		312,700	364,600		

	107		313,000	364,900				
	108		313,300	365,200				
	109		313,500	365,600				
	110		313,800					
	111		314,200					
	112		314,500					
	113		314,700					
	114		314,900					
	115		315,200					
	116		315,600					
	117		315,800					
	118		316,000					
	119		316,300					
	120		316,600					
	121		316,900					
	122		317,100					
	123		317,400					
	124		317,700					
	125		318,000					
定年前 再任用 短時間 勤務職 員		201,100	228,700	270,500	291,200	306,900	333,200	376,200

第2条 日出町職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第22条第2項中「、6月に支給する場合においては100分の125、12月に支給する場合においては100分の127.5」を「100分の126.25」に改め、同条第3項中「6月に支給する場合においては100分の125、12月に支給する場合においては100分の127.5」を「100分の126.25」に、「6月に支給する場合においては100分の70、12月に支給する場合においては100分の72.5」を「100分の71.25」に改める。

第23条第2項第1号中「、6月に支給する場合においては100分の105、12月に支給する場合においては100分の107.5」を「100分の106.25」に改め、同項第2号中「、6月に支給する場合においては100分の50、12月に支給する場合においては100分の52.5」を「100分の51.25」に改める。

(日出町特別職の職員で常勤のものの給与に関する条例の一部改正)

第3条 日出町特別職の職員で常勤のものの給与に関する条例(昭和32年日出町条例第11号)の一部を次のように改正する。

第6条第2項中「100分の172.5」を「、6月に支給する場合においては100分の172.5、12月に支給する場合においては100分の177.5」に改める。

第4条 日出町特別職の職員で常勤のものの給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第6条第2項中「、6月に支給する場合においては100分の172.5、12月に支給する場合においては100分の177.5」を「100分の175」に改める。

(日出町議会の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正)

第5条 日出町議会の議員報酬及び費用弁償等に関する条例(昭和31年日出町条例第14号)の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「100分の172.5」を「、6月に支給する場合においては100分の172.5、12月に支給する場合においては100分の1

77.5」に改める。

第6条 日出町議会の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「、6月に支給する場合には100分の172.5、12月に支給する場合には100分の177.5」を「100分の175」に改める。

(日出町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正)

第7条 日出町一般職の任期付職員の採用等に関する条例(平成29年日出町条例第2号)の一部を次のように改正する。

第8条第2項中「100分の125」を「6月に支給する場合には100分の125、12月に支給する場合には100分の127.5」に、「100分の172.5」を「6月に支給する場合には100分の172.5、12月に支給する場合には100分の177.5」に改める。

別表第1を次のように改める。

別表第1 特定任期付職員給料表(第7条関係)

号給	給料月額(円)
1	406,500
2	456,700
3	509,900
4	576,200
5	657,500
6	767,900
7	896,400

第8条 日出町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を次のように改正する。

第8条第2項中「6月に支給する場合には100分の125、12月に支給する場合には100分の127.5」を「100分の126.

25」に、「6月に支給する場合においては100分の172.5、12月に支給する場合においては100分の177.5」を「100分の175」に改める。

(日出町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正)

第9条 日出町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例(令和元年日出町条例第7号)の一部を次のように改正する。

附則第9条に次の1項を加える。

- 4 令和8年3月31日までの間、第5条の規定にかかわらず、常時勤務会計年度任用職員の給料月額は、日出町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例(令和7年日出町条例第 号)第1条の規定による改正前の給与条例第5条第1項に規定する給料表の規定の例による。

## 附 則

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条、第4条、第6条及び第8条の規定は、令和8年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の日出町職員の給与に関する条例(以下「改正後の給与条例」という。)の規定、第3条の規定による改正後の日出町特別職の職員で常勤のもの給与に関する条例(以下「改正後の特別職給与条例」という。)の規定、第5条の規定による改正後の日出町議会の議員報酬及び費用弁償等に関する条例(以下「改正後の議員報酬条例」という。)の規定、第7条の規定による改正後の日出町一般職の任期付職員の採用等に関する条例(以下「改正後の任期付職員条例」という。)の規定及び第9条の規定による改正後の日出町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の規定は、令和7年4月1日から適用する。

(給与等の内払)

- 3 改正後の給与条例の規定、改正後の特別職給与条例の規定、改正後の議員報酬条例の規定及び改正後の任期付職員条例の規定を適用する場合において

は、第1条の規定による改正前の日出町職員の給与に関する条例、第3条の規定による改正前の日出町特別職の職員で常勤のものゝ給与に関する条例及び第7条の規定による改正前の日出町一般職の任期付職員ゝ採用等に関する条例の規定に基づいて支給された給与並びに第5条の規定による改正前の日出町議会の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の規定に基づいて支給された期末手当は、それぞれ改正後の給与条例、改正後の特別職給与条例及び改正後の任期付職員条例の規定による給与並びに改正後の議員報酬条例の規定による期末手当の内払とみなす。

(規則への委任)

- 4 前項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

#### 理 由

人事院勧告及び大分県人事委員会勧告に基づき、県等の給与改定等の事情を考慮して職員ゝ給与等の改定をしたいので提出する。